令和３年12月17日

資料２

大阪府議会議長　鈴　木　　　憲　様

提　出　者

　　大阪府議会議員　　　杉　江　友　介　　　徳　永　愼　市

　　　　　　　　　　　　肥　後　洋一朗

賛　成　者

　　大阪府議会議員　　　横　山　英　幸　　　徳　村　さとる

　　　　　　　　　　　　中　野　稔　子　　　三　橋　弘　幸

　　　　　　　　　　　　いらはら　　勉　　　前　田　将　臣

　　　　　　　　　　　　上　田　健　二　　　橋　本　和　昌

　　　　　　　　　　　　笹　川　　　理　　　原　田　こうじ

　　　　　　　　　　　　原　田　　　亮　　　加治木　一　彦

　　　　　　　　　　　　藤　村　昌　隆

第２号意見書案

がん医療とがん患者への支援の充実を求める意見書

本府では、「第３期大阪府がん対策推進計画」の中で、全体目標として、「がん死亡率の減少」、「がんり患率の減少」、「がん患者や家族の生活の質の確保」の３点を掲げ、基本的な取組みとして、「がんの予防・早期発見」、「がん医療の充実」、「患者支援の充実」、「がん対策を社会全体で進める環境づくり」に取り組んでいる。

また、がんサバイバーと呼ばれる方々の様々なライフスタイルと治療が両立できるよう、府内の「がん診療拠点病院」に設置された「がん相談支援センター」において、労働専門機関と連携し、仕事と治療の両立支援に取り組み、「がん相談支援センター」に配置されている相談員のスキルアップ研修会などを通じて、対応力の向上を図っている。

このような取組み等を進めてはいるものの、地方自治体だけの力や予算では、がんサバイバーの方々が望む生活の質や療養レベルまでに達することが難しいことから、国においては、下記の事項に対応するよう強く要望する。

記

１．がん患者の方々が様々なライフスタイルと治療を両立できる環境や支援をより一層図ること。

２．仕事や子育てをしながら、がん治療をしている方々の経済的負担の実態を把握し、その軽減を図る施策を講じること。

３．最新のがん治療法（ＢＮＣＴ、免疫療法、光免疫療法、がんゲノム医療、ウイルス療法等）の研究や治験への支援及びその治療を患者が受けやすい環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

　令和３年12月　日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

各あて

財務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

大阪府議会議長

鈴木　　憲

第３号意見書案

プラスチックごみによる環境汚染のない社会実現の促進を求める意見書

本府では、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有された「2019年Ｇ20大阪サミット」や、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする「2025年大阪・関西万博」の開催地として、ＳＤＧｓ先進都市の実現に取り組み、使い捨てプラスチック削減のさらなる推進やプラスチックの資源循環の推進などを盛り込んだ「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を大阪市と共同で2019（平成31）年１月に行った。

本府では2026（令和８）年の「全国豊かな海づくり大会」の開催を目指しており、2019（令和元）年７月から、「おおさかプラスチック対策推進ネットワーク会議」を設置し、プラスチックの資源循環や海洋プラスチックごみ対策の推進に向け、専門的知識を有する学識経験者や事業者団体等を交えて、行政、事業者、ＮＰＯ及び府民等の各主体におけるプラスチックごみ対策の現状と課題等について意見交換を行い、各主体のさらなる取組みの推進を図っている。そして、プラスチックごみのさらなる削減に向け、有識者、団体、事業者、市町村、ＮＰＯなど業種を超えた幅広いステークホルダーで構成される「おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム」を本年９月に始動させた。

しかしながら、コロナ禍でテイクアウトやデリバリーの利用が急増したことにより、プラスチックごみの増加が指摘されている状況にあり、これまで以上に取組みを進める必要がある。

また、化粧品・洗濯洗剤・柔軟剤に含まれている微細なビーズやカプセル、プラスチック被覆肥料や人工芝などのマイクロプラスチックの海洋流出については、行政が民間と連携して、国民一人ひとりが海洋汚染の実態を意識し、ＳＤＧｓを実行していく社会を実現できるよう、啓発活動を進め、流出抑制対策に取り組むことが大切である。

国では、プラスチックごみの問題を重要課題と位置付けて取組みが進められており、今後のプラスチックごみ対策の基本方針を定めた「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が本年６月に国会で成立した。これを契機に、地方自治体のプラスチック対策が、国での取組みと相まって、より効果がもたらされることが期待される。そして、その効果を高めるには、プラスチック資源循環促進法で定めるプラスチックに係る資源循環対策の内容に関する情報を共有し、地方自治体と十分な連携を図ることが必要不可欠である。

以上のことから、国においては、地方自治体に適時適切に情報提供を行い、地方自治体が行う施策の実効性が担保されるよう努めることを求める。さらには、あらゆるステークホルダーや企業団体が、プラスチックごみを出さない製品の製造と販売に取り組めるよう、リーダーシップを発揮し、施策を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

　令和３年12月　日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

各あて

農林水産大臣

経済産業大臣

環境大臣

内閣官房長官

大阪府議会議長

鈴木　　憲

第４号意見書案

パンデミックに対応する有事法制の整備を求める意見書

本府では、新型コロナウイルス感染症の第５波として、本年９月１日、過去最多となる3,004人の感染者数を記録した。その後、新規感染者数はピークアウトしつつあるものの、医療提供体制は依然として予断を許さない状況が続いており、新たな変異株の脅威と相まって、今年冬場にかけての第６波の到来も懸念される。

我が国におけるこれまでのコロナ対応は、平時モードの法制度のもと、一般市民や事業者、医療関係者に対して事実上の要請を行い、協力を求めることで成り立ってきたが、限界に達している部分もある。

危機管理の要諦は、常に「最悪の事態」を想定しておくことである。緊急事態に係る有事の法制度を平時からしっかりと整備しておかなければ、危機に際して国民の生命・自由・財産を守ることができないばかりか、かえって、国民の権利や自由への制限がなし崩し的に恒常化されることにもつながりかねない。

よって、国おいては、パンデミックに対応する有事法制の整備について、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

１.　現下のコロナ禍のようなパンデミックにおいて、感染拡大防止、人流抑制に向けたより強い措置を講じるために、経済的補償をセットにした、ロックダウン（都市封鎖）のような措置を可能とする法整備に向けた議論を早急に進めること。

２.　パンデミックなどの有事においても、全ての国民が十分な医療を受けられるよう、医療提供体制を確保するための有事法制の整備を早急に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

　令和３年12月　日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

各あて

法務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（防災）

大阪府議会議長

鈴木　　憲

第５号意見書案

児童生徒へのわいせつ行為等により教員免許が失効した者に対する

厳格な措置等を求める意見書

近年、児童生徒数が減少しているにもかかわらず、児童生徒へのわいせつ行為により懲戒処分等を受けた教員の数は高止まりしており、極めて深刻な状況である。児童生徒へのわいせつ行為は、被害を受けた児童生徒の尊厳を著しく踏みにじり、その心身へ長期に悪影響を及ぼすものであり、根絶に向けた取組みを強化する必要がある。加えて、被害を受けた児童生徒の相談支援体制の充実を図ることも必要である。

文部科学省では、児童生徒に対してわいせつ行為を行った教員を、原則として懲戒免職とするよう、各教育委員会に求めている。また、文部科学省が教員採用権者に提供している官報に公告された教員免許状の失効事由等の情報を検索できるツールにおいて、本年２月、検索可能な情報の期間を直近３年から直近40年に延長し、さらに４月からは、わいせつ行為等の失効・取下げの事由等も官報に明記することとしている。

そういった中で、教員らによる児童生徒へのわいせつ行為を防止する「わいせつ教員対策新法」が本年５月28日、可決・成立した。性暴力で教員免許を失効した教員への免許再交付について、都道府県教育委員会が可否を判断できるようになるということであり、運用面の基準づくりなどについては、文部科学省が行うこととなっており、一部を除いて新法の公布の日から１年以内に施行されるということであるが、児童生徒を守ることは行政・政治・学校の責務であり、長い時間を過ごす学校の場において、子どもたちの人権が侵害されるようなことがあってはならない。

ましてや、児童生徒を守り育てる立場にある教職員が子どもに対してわいせつ行為を行うことは、断じて許されない。児童生徒が安心して通学でき、保護者が子どもを安心して通学させられる学校づくりを行うことが、行政・政治・教育委員会に課せられた急務である。

よって、国においては、児童生徒への性暴力やわいせつ行為により教員免許を失効した教員への免許再交付についての運用面の基準づくりとともに、教員免許失効者の情報を全ての教育委員会や学校法人が即時閲覧できるデータベースを一刻も早く構築するとともに、基準やデータベースが作成されるまでの期間内に、そうした教員からの免許再交付申請があった際には、受理を留保することができるなどのモラトリアム期間が設けられるよう措置することを強く求める。

　以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

　令和３年12月　日

衆議院議長

参議院議長

各あて

内閣総理大臣

文部科学大臣

内閣官房長官

大阪府議会議長

鈴木　　憲

第６号意見書案

学校をプラットフォームとした「子どもの貧困」対策の推進を求める意見書

子どもの貧困は社会全体で取り組むべき問題であり、とりわけ、学校が果たす役割が重要である。学校は教育の場の役割だけではなく、児童生徒を守る空間としての機能も求められている。そのためには、教育と福祉の連携や「チーム学校」の推進が必要不可欠だと考える。

本府の学校教育施策としての「子どもの貧困対策」としては、児童生徒を取り巻く状況が複雑化・多様化している状況を踏まえ、2019（令和元）年度より２年間で政令市・中核市を除く府内全市町村の全ての中学校区にスクール・ソーシャル・ワーカー（以下、「ＳＳＷ」という。）を配置できるよう、国の補助事業を活用し、各市町村が主体的にＳＳＷを配置する事業を創設した。また、ＳＳＷの効果的な活用についての支援や、虐待やいじめ重大事態等の重篤な事案への対応のため、より専門性の高いＳＳＷスーパーバイザーを派遣し、市町村教育委員会や学校の支援を行っている。

さらには、ＳＳＷ連絡会や研修、地区別での連絡会等を通じて、地域に応じた課題や支援について理解を深めるとともに、ＳＳＷ同士の情報共有や意見交換を行う機会や、関係機関の担当者による講義、社会福祉士との協議等の機会を設定することで、市町村における教育と福祉の支援ネットワークの構築を進めている。

また、府立学校においてもＳＳＷを配置し、学校において課題を抱える子どもや保護者を早期に発見し、必要な支援につなぐなど教育と福祉の連携を推進している。

しかしながら、これらの取組みをさらに推し進め、児童生徒を貧困による辛い状況から救うためには、人材と予算の確保が必要不可欠である。

よって、国においては、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

１．ＳＳＷの将来を見据えた積極的な増員と配置拡充が図られるよう、ＳＳＷを育成するという中長期的視点も入れて、十分な人材の確保が可能となる予算措置を講じること。

２．ＳＳＷ同士が相談や情報共有し合えるネットワークを構築し、ＩＣＴを活用した関係機関との連携体制や相談体制、課題を解決するために関係機関へ確実につなぐ仕組みを構築できるよう、地方自治体へ支援を行うこと。

３．国として、学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策を推進し、小中高の12年間で切れ目なく、児童生徒の情報が伝達・共有できるよう、国と地方自治体が連携したシステムを構築すること。

４．学校での様々な情報をデジタル化して、子どもの貧困対策や子ども福祉施策などにおいて、国と地方自治体間で共有し、活用できる仕組みを構築すること。

　以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

　令和３年12月　日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

各あて

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

大阪府議会議長

鈴木　　憲

第７号意見書案

地方財政の充実と強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地方自治体において、新たな行政需要が多く発生しており、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置への様々な対応、ワクチン接種の推進、防疫・保健所体制の強化、医療・病床等の確保、住民に対する「新しい生活様式」の促進など、新型コロナウイルス感染症に係るあらゆる課題への即時の対応が求められている。

また、少子高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要もますます高まっており、医療や介護などの社会保障ニーズへの対応、子育て支援の充実、学校教育のデジタル化やオンライン化、などの対応と予算確保に迫られている。さらには、近年多発している大規模自然災害への備えやデジタル・ガバメントの推進も求められている。

こうした地方自治体の様々な政策課題への財源対応について、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」に基づき、2021（令和３）年度の地方財政計画までは、地方の一般財源の総額が、2018（平成30）年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保してきた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症への対応により巨額の財政支出が行われる中、2022（令和４）年度以降の地方財源が十分に確保されるのか、危惧される状況である。

このため、2022（令和４）年度の政府予算及び地方財政計画の検討に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新たな行政需要等へも対応できるよう、地方財政の安定運営が可能となる予算額を措置し、地方財政の充実と強化を図る必要がある。

よって、国においては、持続的な地方自治体の財政運営を可能とするため、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

記

１．新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた保健所体制・機能の強化、感染防止のための諸対応、アフターコロナを見据えた地域経済の活性化等を包括した、地方自治体への十分な財源措置を講じること。

２．社会保障、防災対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、デジタル化への対応など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方財源の確保を図ること。

３．子ども・子育て支援制度、介護保険制度及び生活困窮者自立支援制度の運営、児童虐待防止、地域医療の確保、幼児教育・保育の無償化など、急増する社会保障ニーズへ対応できるよう、地方自治体の一般行政経費の増大を勘案し、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関係経費に係る予算の拡充を図るとともに、それらの対応を担う人材の確保のための地方財政措置を講じること。

　以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

　令和３年12月　日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

各あて

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

大阪府議会議長

鈴木　　憲

第８号意見書案

出産育児一時金の増額を求める意見書

厚生労働省によると、2019（令和元）年度の出産費用は、正常分娩の場合、全国平均で約46万円、室料差額等を含むと約52万4,000円となっている。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賄えなくなっている。

国は、2009（平成21）年10月から出産育児一時金を原則42万円に増額し、2011（平成23）年度にそれを恒久化、2015（平成27）年度には出産育児一時金に含まれる産科医療補償制度掛金分3万円を1.6万円に引下げ、本来分39万円を40.4万円に引き上げた。さらに、2022（令和４）年1月以降の分娩から産科医療補償制度掛金を1.2万円に引下げ、本人の受取額を4,000円増やすとともに、医療機関から費用の詳しいデータを収集し、実態を把握した上で増額に向けて検討することとしている。

一方、2019（令和元）年の出生数は86万5,234人で、前年に比べ5万3,166人減少し過去最少となった。少子化克服に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、子どもの成長に応じた、きめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、出産育児一時金はその大事な一手と考えられる。

少子化対策は、我が国の重要課題の一つに他ならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かすことができないものである。

よって、国においては、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

　令和３年12月　日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

各あて

財務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（少子化対策）

大阪府議会議長

鈴木　　憲

第９号意見書案

文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書

　本年10月31日投開票の衆議院議員総選挙の当選者に対し、文書通信交通滞在費（以下、「文通費」という。）が、11月１日に当選確定した議員も含め、投開票日である10月31日を基準日として、10月分の満額100万円が支給されたということを発端に、文通費及び立法事務費の使途について、社会通念上、理解に苦しむ「議員特権」ではないかとの声が国民から多く上がっている。

　文通費については、国会法第38条の規定により「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため」、全ての国会議員に毎月100万円が支給されているが、法律上、当該手当については、使途報告書の提出、領収書の添付、残金の返還等の規定がなく、その原資は国民が納めた税金から支出されているにもかかわらず、その使途が不明瞭かつ特権的であり、与野党間で日割り支給の改正のみに留めようとしていることも含め、国民からの大きな政治不信を生んでいる。

よって、文通費及び立法事務費の使途の透明性と公正性を担保し、納税者から納得される国会議員の活動の在り方となるよう、所要の法改正等の下記事項について、早急に取り組むよう、強く求める。

記

１．文通費及び立法事務費について、本府議会の政務活動費と同様に、領収書（１円以上）及び活動内容がわかる書類を添付した収支報告書の提出及びインターネットによる公開を義務付ける規定を設けること。

２．文通費及び立法事務費を政治団体等へ寄付する行為を禁ずる規定を設けること。

３．文通費及び立法事務費の支出が、支給額を下回り、残金が発生した場合は、返金することを義務付ける規定を設けること。

４．文通費及び立法事務費からの支出については、可能な限り、デジタル記録を残すよう、努力義務の規定を設けること。

５．文通費及び立法事務費の使途を明確化し、その支出が適正であるかどうかを調査するため、学識経験を有する者が含まれる検査機関（協議会等）を設置すること。

　以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

　令和３年12月　日

衆議院議長

参議院議長

各あて

内閣総理大臣

内閣官房長官

大阪府議会議長

鈴木　　憲